

議会議案第6号

安中市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

安中市議会の議員の定数を定める条例を次のように改正する。

令和8年9月25日提出

提 出 者 議会未来創成特別委員会
委員長 壘 次 雄

安中市議会議長 佐 藤 貴 雄 様

安中市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

安中市議会の議員の定数を定める条例(平成21年安中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の安中市議会の議員の定数を定める条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

安中市議会の議員の定数を定める条例(平成21年安中市条例第12号)新旧対照表

現 行	改 正 案
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、安中市議会の議員の定数は、<u>20人</u>とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、安中市議会の議員の定数は、<u>18人</u>とする。